特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	母子保健事業に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
加東市は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
兵庫県加東市長

公表日
令和5年5月12日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業に関する事務
②事務の概要	母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母子の健康の保持増進に関する事務を行っている。 加東市は、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③未熟児の訪問指導の実施 ④健康診査の実施 ⑤妊娠の届出の受理 ⑥妊娠の届出に係る事実の確認 ⑦母子健康手帳の交付 ⑧母子健康手帳交付台帳の整備 ⑨母子健康手帳の再交付 ⑩妊産婦の訪問指導 ⑪低体重児の届出
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 住基GWシステム 3. 番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） 4. 中間サーバー 5. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健に関する事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年法律第27号） 第9条第1項　別表第一の49の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：56の2の項 （別表第二における情報照会の根拠） ：なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒673-1493 兵庫県社50番地 加東市役所　健康福祉部　健康課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒673-1493 兵庫県社50番地 加東市役所　健康福祉部　健康課

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月12日	Ⅱ　1	平成27年9月1日　時点	平成28年12月1日　時点	事後	
平成29年6月12日	Ⅱ　2	平成27年9月1日　時点	平成28年12月1日　時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ　5　①	市民生活部　健康課	健康福祉部　健康課	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ　5　②	健康課　課長　二木　佳子	健康課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ　7	加東市役所　市民生活部　健康課	加東市役所　健康福祉部　健康課	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ　8	加東市役所　市民生活部　健康課	加東市役所　健康福祉部　健康課	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ　1	平成28年12月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ　2	平成28年12月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ	ー	項目の追加	事後	様式変更による見直し
令和1年6月28日	Ⅰ　1　③	2. 既存住民基本台帳システム	2. 住基GWシステム	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ　4　②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和5年5月12日	Ⅰ　1　③	1. 健康管理システム 2. 住基GWシステム 3. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 4. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 住基GWシステム 3. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 4. 中間サーバー 5. サービス検索・電子申請機能	事後	